

物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

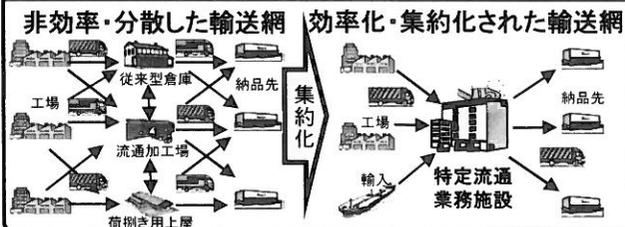
物流分野における労働力不足や環境負荷低減の重要性の高まり等に対応するため、物流総合効率化法の認定計画に基づき、認定事業者が取得した事業用資産に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

背景

- トラックドライバー不足が深刻化する中、これまで労働生産性を向上させる取組を推進してきたところ
- 一方で、高度化する物流を支えるためには、より一層の労働生産性の向上が不可欠
- 持続可能な物流の実現に向けて、省労働力型の物流体系の構築をさらに強力に推進することが必須

輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進



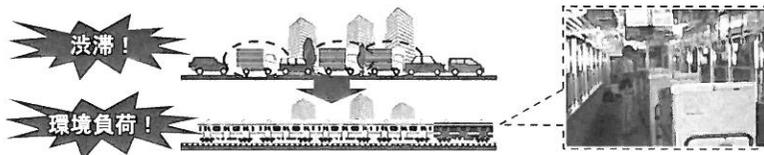
「トラック予約受付システム」の導入
→トラックの到着時間が平準化され、荷待ち時間が削減

事業の効果

- 輸送網の集約や、荷待ち時間の削減等により、
- ① 輸送フローの効率化
 - ② 生産性の向上
 - ③ CO₂の排出量削減

旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

旅客車両1編成の全部又は一部のスペースを活用し、車両基地間での幹線輸送や途中駅での貨物積卸しを実施。



事業の効果

- モーダルシフトの推進により、
- ① トラックドライバー不足対策
 - ② CO₂の排出量削減
 - ③ 定時性・スピード性に優れた貨物輸送

要望の結果

特例措置の内容

- 輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進
 - 【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間10%の割増償却。
 - 【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2とする。
 - 【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4とする。
- 旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築
 - 【固定資産税】貨物用鉄道車両及び貨物搬送装置について、課税標準を5年間2/3(※中小鉄道事業者等は5年間3/5)とする。

結果

・現行の措置を2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)延長する。